



持続可能性に係る第三者認証スキーム の追加要請について

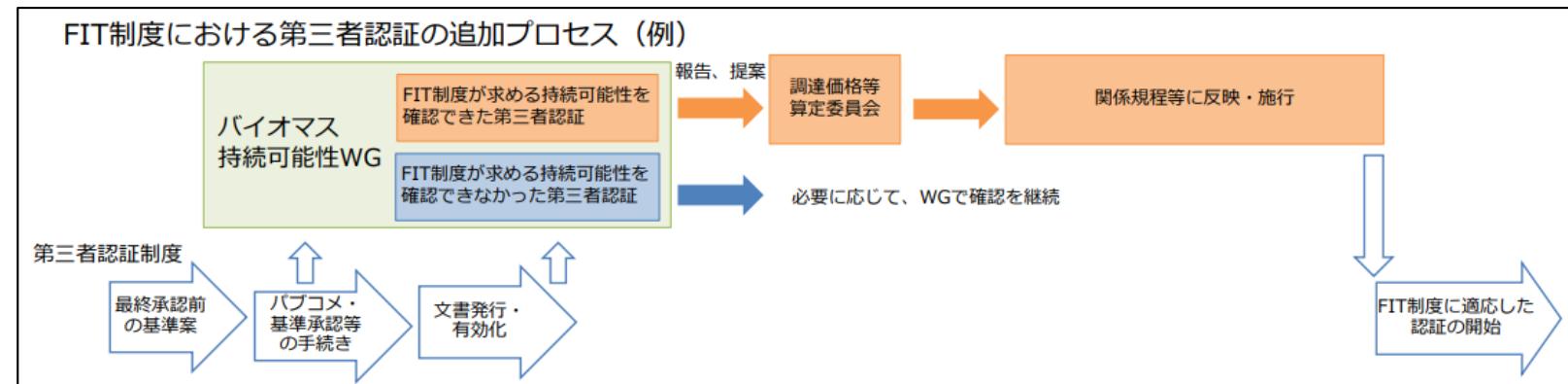
令和5年8月
資源エネルギー庁

新たな第三者認証スキームの追加要請について

2023年7月4日 第22回バイオマス持続可能性WG 資料1から抜粋

- 本WGでは、追加希望の意思を事務局に示した第三者認証スキームについて、意見聴取等を行い、FIT制度の対象とする場合は調達価格等算定委員会に報告することとしている。
- 今年度は、追加希望の意思が事務局に示され、かつ、これまでの指摘事項への対応等が事務局で整理できたものについて、意見聴取等を行った上で、追加検討を行うこととしてはどうか。

- 前回のWG以降、これまで本WGにおいて審議されていない新たな第三者認証として、「VIVE sustainable supply programme」からの追加要請が寄せられた。
- また、「一般社団法人農産資源認証協議会（ARC）による第三者認証スキーム」から、これまでの指摘事項への対応について進捗の報告が寄せられた。
- これを踏まえ、本日は、上記の各第三者認証スキームからのヒアリングを実施することしたい。
- 本日のヒアリング結果を踏まえ、各認証スキームが評価基準等を満たすかどうか検討・整理を行った上で、改めて本WGでご議論いただき、調達価格等算定委員会に報告することしたい。



<参考>第三者認証スキームに対するこれまでの評価結果

- FIT/FIP制度において持続可能性を確認するための方法として、各第三者認証スキームに対するこれまでの評価結果は以下のとおり。

担保すべき事項	評価基準 (RSPO2013を元に作成)	適用の必要性	○：基準を満たすもの		－：基準を満たすことが確認できなかったもの		MSPO			農産資源認証協議会の認証制度	
			RSPO 2013	RSB	GGL	ISCC		ISPO	Part2	Part3	
			パーム油	PKSパームトランク	PKSパームトランク	PKSパームトランク	パーム油	パーム油、PKS	パーム油	パーム油	PKS
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	○				○	－	－	－
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壤で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壤を保護するための計画が策定され、実施されるものとすること。	栽培	○				○	○	－	－
社会・労働	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	○				○	－	○	○
		■ 加工	○	○	○	○	○	－			○
社会・労働	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	○	○	○	○	○	○	
		■ 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。	栽培	○				○	○	○	○
社会・労働	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○				○	○	○	
		■ 加工	○	○	○	○	○	－			○
社会・労働	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○				○	○	○	
		■ 加工	○	○	○	○	○	○			○
社会・労働	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○				○	○	－	○
		■ 加工	○	○	○	○	○	－			○
ガバナンス	法令遵守 (日本国内以外)	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○				○	○	○	
		■ 加工	○	○	○	○	○	－			○
ガバナンス	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○				○	○	○	
		■ 加工	○	○	○	○	○	○			○
サプライチェーン上の分別管理の担保	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○
		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○	○	○	○	○	－	○	○
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	○
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	○	○	－